

**東北大學大學院法學研究科・法學部
外部評価（第三者評価）委員会**

評価結果

日時：平成19年11月5日（月）

13時30分～15時45分

場所：法學研究科大會議室

法 学 部

評価項目1. 教育内容 (大変良い1名, 良い4名, 特に問題はない2名)

【評価すべき点】

- 法律基礎科目（基幹講義科目、特に民法）を1、2年次に厚く配分している点は、意欲ある法曹志望学生の要求を充足させるものとして評価できる。
- 基礎講義、基幹講義、展開講義とも年次にあわせてバランスよく配当されている。
- 1～4年次にまたがった演習も良い。
- 「卓越した知的拠点」の形成と「卓越した知的人材」の育成を標榜するだけあって、カリキュラム内容は充実しており、単位数や年次配当も、基礎・基幹・展開の流れのなかに的確に位置づけされている。

【今後の課題等】

- 文書読解・作成能力や思考能力の向上を教育理念の一つに掲げることは、昨今の大学生の状況を踏まえると必要かつ重要なことであると考える。
- 卒業生の1/3が一般企業に就職することを鑑み、企業をめぐる法知識も多岐、高度化している状況を踏まえ、消費者契約法や知的財産法、労働法等の教育の充実が望まれる。
- 高度専門教育（法科大学院）をも見据えた観点からは、民事手続法の充実（破産法・民事再生法・会社更生法など）が、よりグローバルな観点からは、ヨーロッパ諸国の法とともに、EU法という選択肢があってもよいように思う。
- 現在は民間も公務員も法律専門知識が相当高い程度が求められているので、早い段階で法律専門科目が学べるとよいと思われる。

評価項目2. 教育方法・シラバス等 (良い6名, 特に問題はない1名)

【評価すべき点】

- 演習を豊富にそろえ、ディベートやロールプレイングの方式をとられていることは、学生の法的思考能力（論理力）の向上の観点から評価できる。
- 少人数教育が徹底され学生に対しきめ細かい対応がなされている。
- 志望進路の多様化にも対応されていると感じられる。
- 学生の主体的学習への取組みも行われている。
- 従来型の多人数への講義ではなく、「少人数」を前提とした教育は、きめ細やかで質の高い教育につながることからたいへん良い取組みであると考える。
- 学生に「履修計画の考え方」を示し、また学生の講義への積極的参加をめざす教育がなされているのはとても好ましい。
- 少人数教育を徹底するための演習も学生のニーズや理解度に配慮した内容となっているのも評価できる。特にアドバイザー制やクラス顧問制などの工夫は学生にとって、スピノンアウトを防止する最良の方法といえるのではなかろうか。

【今後の課題等】

- シラバスの記載は科目の性格にもよるであろうが、詳細でイメージのとらえやすいものと、項目を列挙するだけでやや具体性に乏しいものとがあるようだ。

- 成績評価については、（筆記）試験による評価が大半であることから、教育理念を追求していく観点からも、試験だけでなく、講義中の対話内容、論文（レポート）等を組み合わせるなどさらなる工夫が必要と考える。

評価項目3. 教員体制・教員組織(良い3名, 特に問題はない3名, 検討の必要がある1名)

【評価すべき点】

- 教授・准教授数50名はほぼ合理的な員数であり、無闇に講師に頼ることのない体制が整っているといえる。また教授・准教授の比率も27名：23名とバランスがとれている。特に准教授は男女を問わず、東北大学の伝統を担うに相応しい俊英が揃つており、学生の知的好奇心を多いに刺激していると推察される。

【検討の必要がある事項】

- 教育課程を適切かつ十分に展開するための助手の採用やTAの配置については、評価できる。一方、パンフレット等にカリキュラムの記載があるものの、担当教員が不在なため開講されていないものがあり、さらなる教員体制の充実が必要と考える。(例：労働法・執行保全法)

【今後の課題等】

- 教員数や各種委員会の設置状況から、学内外の諸問題に適切に対応できる教員体制・組織がとられていると評価できるが、法科大学院等の発足により教員の負担加重、あるいは、負担の不公平という問題がないのか、いさか気になったところである。

評価項目4. 学生への支援体制(学習支援・生活支援・就職支援)

(大変良い1名, 良い4名, 特に問題はない2名)

【評価すべき点】

- アドバイザー制、クラス顧問等の各種相談制度があること。1～2年次学生の履修状況を保護者へ通知していること。不本意留年抑止策があることが、大変良いと思う。
- 学生に対し「進路を考える集い」を開催し、OBで公務員、法曹、民間企業等に就職している人たちが直接「現場の声」を学生に伝える取組みは、情報過多の時代に貴重な判断材料を提供するものとして高く評価できる。

【今後の課題等】

- 休学・留年問題について良く取り組んでいるものと承知できますが、その原因等全容解明の調査を実施され、それに基づいたものなのでしょうか。そうでなければ、総合的な対応策を検討されてはいかがか。
- アドバイザーリストやクラス顧問制度を十分に活用し、さらに学生への支援を充実することが望まれる。
- 2割の学生が卒業していないと資料から読めるが、入学時点で「勉強しなければ卒業

させない」または「このような取り組みを実施しているのだから卒業できるはず」といった大学としての姿勢を伝えておいた方がよいのではないか。

- 学生に対する情報提供が、適切に行われていると思います。しかしながら、留年者の多い実態を踏まえ、精神的なサポート（コンサルタント）なども必要ではないか。

評価項目5. 教員の研究活動（良い2名、特に問題はない4名、検討の必要がある1名）

【評価すべき点】

- 教育活動等で忙しい中、意欲的に研究に取り組まれ実績を上げていると高く評価できるものである。
- 少人数で懸命に教育指導にあたられているように感じる。

【検討の必要がある事項】

- 学部内外の委員会などの学内行政業務が集中している教員も散見されることから、分担見直しや委員会の進め方の工夫などにより教育・研究に支障のないよう配慮することが必要と考える。

【今後の課題等】

- 自分の研究時間をとれるのか心配である。
- 21世紀COE研究をはじめとして多様な研究活動に取り組んでいる点は東北大学の実力といえる。ただ、研究業績の多い教員と少ない教員に若干差が見られるが、こうした点の大学自体の評価はどのようになされているのかがあまり明確でないようだ。

【その他】

- 教員によって個人差があるのはやむを得ない。ただ有能な教員に負担が集中しないように、特に実定法科目で、学部、研究大学院、法科大学院を兼任する教員について、研究環境（研究時間）の確保が十分かどうか。書類審査のみによっては判断できないと思われる。
- 研究と教育以外の管理・行政・事務作業で随分時間を割かれているようだ。

評価項目6. 管理運営（良い1名、特に問題はない5名、検討の必要がある1名）

【検討の必要がある事項】

- 教育活動の点検・評価のために授業評価アンケートが実施されているものの、回収率が34%程度と低迷しており、さらに多くの意見を集約し活用していく必要がある。

【今後の課題等】

- 全国的に法学部教員の流動化が進みつつあり、東北大学もこの荒波の渦中にあるといつてよい。現時点では優れた教員のリクルートに成功しているが、今後の保証はない。教員のモチベーションを保つ方策が具体的に示されてもよいように思える。

評価項目7. 施設・設備・図書等 (良い2名, 特に問題はない5名)

【評価すべき点】

- 学生控室や学生談話室、図書館などが整備されており、自主学習の場が提供されており問題はない。

【今後の課題等】

- 川内キャンパス、片平キャンパスの両図書室を併せた蔵書数は15,000冊を超える規模になっており、教育・研究環境としては充実しているといえる。ただ、現在のように激しい法改正・新立法が行われると文献としても古くなってしまい、新法に対応した文献を揃え、学生のニーズに応えていくことも肝要であろう。

評価項目8. その他

【評価すべき点】

- 「無料法律相談所」、「模擬裁判」等、深く長く活動されており、地域に貢献している。
- 同窓会が活発化している。「進路を考えるつどい」は盛況と聞いています。

【今後の課題等】

- 行政の場は常に法的素養と隣合せなので、法学部は良識、社会理念に溢れる人材を養成し、その上に専門知識を持たせて欲しい。

【その他】

- 評価項目5. 教員の研究活動で述べたことと関連するが、きめ細かい教育を実施するべく努力すればするほど、教員の研究者としての研究環境は悪くなる宿命を背負っている。法学部、研究学院、法科大学院の有機的連携を保持する点では、東北大学のシステムは優れており、学生にとっても最高の教育機関であると思われるが、くれぐれも教員の研究が犠牲とされないよう、その調和を図るように努めていただきたい。
- 教育内容等に関し、卒業時にも聞き取り調査あるいはアンケート調査を実施し、その改善等を図るのもよろしいかと思います。
- 非常にクリーンな感じを持っているが、これからはコンプライアンスが更に重視されるので、倫理教育も必要だと思います。
- 現代の社会において必要とされる法律知識は多岐にわたっており、また知識だけでなく鋭い正義感覚と幅広い視野から社会の諸問題を発見、解決する人材が求められている。その点で、東北大学法学部には、教育理念を徹底し少人数教育を通じて、さらに社会に有用な人材を多く輩出することを期待したい。
- 法学部卒業生に求める資質の第一は、良識と社会倫理、正義感を持った社会人の育成であり、法化大学院等の上級教育は、その基盤の上に存在すると思っております。

社会的需要の高まりから、160名の定員はやや足りないと感じます。20%程度、定員増があっても良いのではないでしょか。（地域貢献という観点から。）

大学院法学研究科 法政理論研究専攻

評価項目1. 教育内容 (良い5名, 特に問題はない2名)

【評価すべき点】

- 入試選抜方法が多様化されており（社会人，外国人，専門職業人等），多様の入学者に対するきめ細かい対応がなされている。
- 実務を視野に入れた法科大学院全盛の時代に，「知的先端拠点」として法学研究科を設置している意義は極めて高いと思慮される。ともすれば判例研究や事例研究に墮しがちな法学教育・研究に対し，歴史・比較・原理といった視点で法律学を研究し，「独創的知見を提供する」ことは，法律学の学問としての生命線ともいえる。世界の有力大学との提携や内外の一流研究者の招聘など，院生に知の最前線を提供し，法科大学院とは異なる人材の輩出を是非実現していただきたい。

【今後の課題等】

- 社会人特別選抜は東北大学研究大学院の特徴であり，さらに社会や企業実務により即した内容を研究するための講座・教育体制のさらなる充実が望まれる。(知的財産法，労働法など)

評価項目2. 教育方法・シラバス等 (良い4名, 特に問題はない3名)

【評価すべき点】

- 学生の関心に基づく自由な履修を保障している。また，科目履修登録について，指導教員による丁寧な助言・指導がなされており，良いと思う。
- 演習を重視した少人数教育が徹底され，論文指導も充実しており評価できる。

評価項目3. 教員体制・教員組織 (良い2名, 特に問題はない5名)

【評価すべき点】

- 法学部，研究大学院，法科大学院のすべてに関与する教員にとっては，負担過重にならないよう配慮願いたい。具体的に特定の人をあげるわけではないが，とかく無理をしがちであるので，あえて一言。
- 幅広い分野の教員体制が整えられており，学生の専攻ニーズに概ね対応できている。

評価項目4. 学生への支援体制(研究支援・生活支援・就職支援) (良い3名, 特に問題はない4名)

【評価すべき点】

- 自主的学習を支援する環境が整備されていると思う。（24時間使用できる研究室，情報へのアクセス等）
- 教育補助者の配置や施設の24時間利用など研究支援体制は整っており問題ない。

【今後の課題等】

- 学生の進路の詳細をもっと把握する必要がある。

評価項目5. その他

【評価すべき点】

- 東北大学研究大学院は法科大学院設置後も社会人特別選抜入試制度を維持しており社会人・職業人に対する再教育の場を提供している東北大学の理念及び制度は素晴らしい感じる。
- 社会人枠を活用させていただき、企業としては助かっている。(若年社員へのインセンティブになる)

【今後の課題等】

- 法学部、研究大学院の相互連携は、研究者の養成も視野に入れて、いわゆる六法科目以外では、今後もうまく機能してゆくと考えます。六法科目、特に法科大学院の中核を形成する科目において、法学部、研究大学院、法科大学院の連携をどのように構築し、維持し、発展させていくのかが課題だと考える。これらの科目の研究者養成、後継者養成を研究大学院がどのようなやり方で担っていくのか（従来どおり学部→研究大学院の道か、学部→法科大学院→研究大学院のコースか、その際実務修習は不要か、外国法研究・外国文献研究はどの段階で行うかなど）。につき大学と指定の指針を示す必要があるのでなか。
- 資料限りで検討し判断したところ、1ないし4につき比較的高い評価に至ったものであるが、全国の一流大学等への就職実績が少数という実情にあるということなので、これと教育内容等との落差について問題が存しないか検討の余地があるように感じる。
- 法学政治学研究の知的先端拠点と位置づけられておりますが、素人の目から見た場合レベルの程度がピンとこない。（比較すべきものがない。）
- 研究はあくまで学生の自主性にまかせられるので、難しいとは思うが、東北大学の研究大学院として何か特異な分野あるいは強い分野があると存在感が出てくると思う。

大学院法学研究科 総合法制専攻

評価項目1. 教育目的 (大変良い1名, 良い5名, 特に問題はない1名)

【評価すべき点】

- 「優れた法曹」の養成に賛同する。高い倫理観をもった法曹を多数排出していただきたい。
- 司法試験の合格や論点学習、受験テクニックのみを重視するのではなく、現行法体系全体の正確な理解に加え、論理展開力やコミュニケーション能力を兼ね備えた「優れた法曹」の養成を理念としていることは、より自由かつ公正な社会の形成を目指すという司法制度改革の基本理念に合致しており評価できる。
- 東北大学法科大学院のめざす「優れた法曹」像が求める、「冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する」能力・資質は、ともすれば経済合理性を追求し、法曹としての倫理や社会的貢献の姿勢が忘れ去られがちな現代にあって、極めて重要な意味を有するものといえる。また「知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している」という資質も、日本のプロフェッショナルの在り方として教科教育・実務修習などを通じ修得させなければならない資質である。平成19年度の新カリキュラムをみると、こうした資質・能力修得のための意欲と工夫がなされており、その成果が期待される。

評価項目2. 教育内容 (良い6名, 特に問題はない1名)

【評価すべき点】

- 教育目的に沿って適格な教育過程が編成されていると思う。
- 理論と実務のバランスがとれている。
- 対話型双方向の授業形態（ソクラテスメソッド）により実務的スキルが養成される。
- 法学未修者に対して、1年次に基本法を徹底して学習させた上で、2年次以降において法曹実務に直結するような講座を開設している点は、現行法体系全体を正確に理解させるという教育目的に合致しており評価できる。

【今後の課題等】

- 授業目的、内容、方法については優れていると評価できる。ただ、授業評価アンケート集計結果に対する個人的（独断的）感想ということであえて言わせてもらえば、院生をして更に勉強させるべく、授業の難度を高め、量も増やすべきと考える。予習復習に費やした時間について院生間に大きな開きがあるところ、授業の難易度や量についてどちらともいえないが半数以上を占めるところをみると、院生の勉強不足が窺えると思うので。（予習時間は2時間を境に、復習時間は1時間を境に、ほぼ半分に分かれており、これは、司法試験合格率にほぼ見合う。）

【その他】

- 到達目標（水準）をどこに設定するのか（実務演習において）、未修入学者が無理なく既修者と2年次以降履修することができているのか、正規の授業以外に何らかの補強手段を講じているのか（教員個人の自主的努力に委ねるのか、大学として組織的に取り組むのか）、ご教示いただきたい。

- 先に新司法試験が控えているだけに、巷間、受験対策的要望が学生からは強くでていると聞く。しかし、「現行法体系全体の構造を正確に理解する」能力の養成をめざす東北大学大学院にあっては、そう大きな問題ではないとも思われる。本年の新司法試験の合格者数（47名）・合格率（48.96%）はかなりの善戦といえるのではないか。それよりもむしろ、法曹としての豊かな資質を育てる教育が需要だろう。例えば、京都大学法科大学院の科目にある、「法律家のための経済学入門」「M&A 法制」「法解釈学の歴史と方法」（京都大学法科大学院のHPより）といった豊かな視点を育てるカリキュラムが参考に値するのではなかろうか。

評価項目3. 教育方法の改善(ファカルティ・デベロップメント【FD】など) (良い5名, 特に問題はない1名, 検討の必要がある1名)

【評価すべき点】

- FDの取り入れなど教育方法の改善に積極的に取り組んでおり、高く評価できる。
- FDは良いと思う。(教員の授業参観について設定時期の他に任意の時期にも行われ、意欲が感じ取れる。)

【検討の必要がある事項】

- 必修科目1クラス50名を標準としているが、他大学院もほぼ同レベルであるところも多く、「少人数教育」の徹底を掲げる東北大学にしては少々物足りない。一方、ソクラテス・メソッドの徹底を行っていることは、成績評価項目に各回の発言内容などが盛り込まれていることからも伺え評価できる。

【今後の課題等】

- 法科大学院FD委員会の役割は重要である。特にすでに実施されている教員授業参観制度は、教育経験の浅い准教授向けだけではなく、「伝統的すぎる」教育メソッドにこだわる教員向けにも重要である。基礎的な範囲・段階では統一的授業が好ましいが、展開・発展授業においては研究成果がベースになった刺激的な（とはいっても現実的な）授業を行い、まさに「優れた法曹」をめざす6つの資質・能力の養成に努めるべきであろう。

評価項目4. 成績評価・修了認定 (良い4名, 特に問題はない3名)

【評価すべき点】

- 優秀な学生を入学させておられるから実現できているのだと考える。
- 原級留置の処置があり厳格な進級制であり良い。
- 成績評価の客観的基準を公表周知しており配慮されている。さらには定期試験実施後教員から学生の答案に対する個別講評が行われるなど厳しさの中にも暖かみがある。
- カリキュラムに応じて、様々な評価方法を取り入れており、教育目的に合致している。

【今後の課題等】

- 全国平均を上回る司法試験合格者を出した実績から特段の問題はないと言えるが、あえて厳しい評価をすると、旧司法試験に比して合格基準が緩やかな新司法試験で約半数が不合格となった現状は成績評価が甘いとの見方も成り立ち得るので、この観点からの検討も必要かと思う。
- 厳格な成績評価・修了認定は必要であり、他方学生の不服申立制度も適正に運用される必要がある。ただ、いくつかの法科大学院では、学生から試験の解答（模範解答）を示して欲しいという要望があると聞く。模範解答ではなく、科目毎にどのような意図での出題か、を中心とした講評会はあってもよいように思う。いきなり不服というよりも教育的効果が高いのではなかろうか。

評価項目5. 入学者選抜 (大変良い1名, 良い3名, 特に問題はない3名)

【評価すべき点】

- 全国平均を上回る司法試験合格者を出した実績に照らし、高い能力を有する院生を選抜できる入試方法がとられていると評価できる。
- 適性試験、筆記試験のみならず面接試験を実施し、法律家としての資質・的確性を判断していることは評価できる。

【今後の課題等】

- 一定割合以上は東北大学法学部出身者を探った方が良いのではないか。（一貫した指導教育の観点から。）
- 未習者・既習者を問わず、小論文・面接を課しているのは好ましい。既習者筆記試験での「商法」は「会社法」に特化する考え方もあり得るのではなかろうか。

評価項目6. 学生への支援体制 (良い4名, 特に問題はない3名)

【評価すべき点】

- 自習できる環境が整っている。(ハード面)
- 教員と学生とのコミュニケーションを図るためにオフィスアワーが設けられており、授業外の学生の主体的学習を促進している。

【今後の課題等】

- 院生に対してきめ細かな学生への支援体制が整えられていると評価できるが、司法試験出願者の約半数が不合格となっている現状を踏まえると、不合格者への事後支援をどこまでなすべきか検討の要があると思います。
- サポート・アワー制度という学習支援の仕組みがあり評価できる。さらに、内容の充実や対象年次の拡大を検討し、さらに学生への支援を推し進めることが大切と考える。

評価項目7. 教員組織 (良い3名, 特に問題はない3名, コメントなし1名)

【評価すべき点】

- 法学部の授業も受け持っている教員は、自らの研究、学内外の活動と繁忙な中、院生教育に意欲的に取り組まれているなど、高く評価できる。
- 研究者教員と実務家教員のバランスがとられていると思います。
- 1学年定員数100人に対して、54名の専任教員を配置し、また実務教員についても弁護士のみならず裁判官、検察官を含め配置しており、質・量ともに十分な教員体制を維持している。

評価項目8. 管理運営 (良い4名, 特に問題はない2名, コメントなし1名)

【評価すべき点】

- きめ細かい運営体制だと思います。
- 授業内容の向上のため、学生による授業アンケートを全ての科目で実施しており、回収率も約70%とまずまずであり、その評価結果に基づき各種委員会を設置し改善を行っていることは評価できる。

評価項目9. 施設・設備・図書 (良い5名, 特に問題はない2名)

【評価すべき点】

- 学生一人ずつに机が割り当てられている自習室は、学ぶ場の環境として素晴らしい評価できる。

【その他】

- 自習室や図書館、法情報検索などの施設面ではかなり充実している。ただ、法改正・新立法の激しい時代であり、文献的に新しいものが蔵書されているかどうか検証の必要があるのではないだろうか。

評価項目10. その他

【今後の課題等】

- 大学院の中の1専攻という位置づけにより、研究大学院、公共政策大学院と同列に並び、相互に連携を図れる点はメリットと考えられるが、法科大学院に関して言えば、学部、研究大学院、法科大学院という三者の機能分担（教育面）がほんとうにうまくいくのか、とかく教員の負担過重にならないか。（とくに六法科目担当者）が心配である。
- 学生がとかく司法試験合格を最大目標としがちであり、教員の側でどこまで本来の法科大学院教育の理念に即した教育を貫徹することができるか（貴法科大学院は優秀な学生が多数を占めているゆえ大丈夫と思いますが）。模範となっていただきたく念願する。

- 司法試験合格者増加のために、司法試験合否判明後に、合格・不合格を問わず、受験者に聞き取り調査あるいはアンケート調査を実施し、それに基づいて、授業内容・方法等の改善を図っていくことを考慮されてはいかがか。

【その他】

- 大学院における成績評価と司法試験合格との間に相関があるのかどうか。
- 新司法試験がスタートしたわけでやはり合格者を多く出すことが大事だと思う。
- (志半ばにして法曹への道に進めない場合ですが,) 現在企業では法務部門の充実が課題となっております。民間企業への就職斡旋により培った能力を発揮できる場所を見つけることが可能となる。企業の人事部門とのコンタクトをとられると良いと思う。
- 専門的な知識の修得のみならず、優れた法曹を養成するために幅広い視野や豊かな人間性、高いコミュニケーション能力などを培う場となるようさらに追求していただきたい。
- J R 東日本奨学生は、司法試験に合格しなかったら返還となるのか。法科大学院入学を希望する人は多いだろうが、経済的な理由で断念する人のため、社会的に支援を考える問題があるだろう。
- 学部設立の目的・意義が、東北の各地域に充分に還元されてゆかないのではないかと懸念している。

合格率が必ずしも期待されたとおりではない部分と、現在の学生が将来司法試験合格後、東北の各地域で活躍してくれないのでないかと心配がある。

大学院法学研究科 公共法政策専攻

評価項目1. 教育目的 (大変良い3名, 良い3名, 特に問題はない1名)

【評価すべき点】

- 「能力あるプロフェッショナル」の養成は良いと思う。
- 日本社会は「少子高齢化」などこれまで経験のない状況に直面するなど、過去の経験則が通用しない時代を迎えており。そのような社会において重要な政策課題を発見し、政策立案していく人材がまさに求められており、その点で公共政策大学院の目的、理念については大いに評価できる。
- 法学部教育の地域還元という視点から、まことに有意義な教育であると思う。

評価項目2. 教育内容 (大変良い1名, 良い4名, 特に問題はない2名)

【評価すべき点】

- 少数精鋭の学生にきめ細かい教育がなされている。
- 「公共政策ワークショップ」の成果を大いに期待している。
- 法学や政治学など幅広く修得するほか、リサーチメソッドや公共政策ワークショップなどはより実践的であり、教育目的を達成するために有用であると考える。

評価項目3. 教育方法の改善 (大変良い1名, 良い2名, 特に問題はない4名)

【評価すべき点】

- 「公共政策ワークショップ」がセールスポイントになると思う。
- 主体的な学習を促すような取組みをされていると感じる。

【今後の課題等】

- ほぼ全ての科目において対話、討論型を重視している点は、目的とする能力の醸成に大きく寄与していると考える。実務経験を積ませるためインターンシップ研修生の派遣を試行しているが、より実際の社会の問題を肌で感じ、問題意識を高め、解決能力を高める点からさらに深度化させた取り組みを行ってみてはどうか。

評価項目4. 成績評価・修了認定 (良い4名, 特に問題はない3名)

【評価すべき点】

- 成績評価基準、卒業認定基準が講評されており良いと思う。
- カリキュラム応じて、様々な評価方法を取り入れており、教育目的に合致したものと評価できる。

評価項目5. 入学者選抜（良い4名、特に問題はない3名）

【評価すべき点】

- 筆記試験による専門知識だけでなく、二次試験において小論文、面接を通じ、コミュニケーション能力や集団作業への適性などを見極める点については、教育目的に合致したものとして評価できる。

【今後の課題等】

- 社会人学生をもっと多く採られた方が良いかと思われる。（社会人、学生双方にとって刺激になるかと思う。）

評価項目6. 学生への支援体制（良い3名、特に問題はない4名）

【評価すべき点】

- ハード面でも学生が主体的な学習に取り組めるよう配慮されていると思う。
- 国家公務員や政府関係法人などへ卒業生を輩出しており、教育目的に沿った人材の育成ができていると認められ問題はないと考える。

評価項目7. 教員組織（良い3名、特に問題はない4名）

【評価すべき点】

- バランスはとれていると思う。
- 法学等の専門教員のみならず実務家教員や省庁、自治体等から非常勤講師を招いている点については、より深みを持った能力の向上に寄与していると考える。

評価項目8. 管理運営（良い2名、特に問題はない5名）

【今後の課題等】

- 他の公共政策大学院については、法学部と経済学部共同で設立されている例もあり、将来的には社会状況や社会が求める人材像の変化を睨みつつ、柔軟に体制を検討する姿勢を持つことも必要であると考える。

評価項目9. 施設・設備・図書（良い3名、特に問題はない4名）

【評価すべき点】

- パソコンやプリンター、無線 LAN の使用が可能であるワークショップ作業室や、自主的学習のために十分な資料が配置されている図書室など、大学院生の学習体制の支

援が充実していると感じる。

評価項目10. その他

【評価すべき点】

- 意欲的な取組みに感銘を受けました。今後の更なる充実・発展を期待している。
- 資料中の、公共政策大学院の調査表記載の、「分析項目ごとの水準の判断」内容に全く同感である。

【今後の課題等】

- 社会人や現役公務員をもっと受け入れた方が良いと思う。(別枠で。)
- 倫理の教育も必要だと思う。
- 政策プロフェッショナルの育成は、今後ますます重要性を増してくるものと思う。それについて貴大学院への期待も高くなると思われる。不斷に社会状況を睨みつつカリキュラム等の見直し向上を行い優れた政策プロフェッショナルの人材の養成が期待される。

【その他】

- 今後、行政との連携を深めていってもらいたい。例えば、行政の方からテーマを募集して、学生の政策立案能力を高める試みなどが考えられのではないか。

總評

【評価すべき点】

- 自己評価は良くやられていると感じた。学校ならびに教員の皆様の真剣な取組みに接した気分である。
- 東北大学イコール理系のイメージが強くありますが、法学部には立派な伝統があり、後世に引き継がれるよう頑張っていただきたい。

【今後の課題等】

- 法学部、法学研究科の三専攻のそれぞれが、書類で拝見したところでは、精一杯の努力をされて、それぞれの設置理念、目的の達成のために奮闘しておられる様子が伺えた。ただ、「平成19年度部局自己評価報告書」2頁の項目番号48に記述されているように、「専門職大学院の設置に伴い、教員の教育負担が激増」という現実からすれば、法科大学院の評価報告書において、非常に高い肯定的評価がなされているものの、教員によっては（科目間で差異があると思われますが）、かなりの無理を強いられているのではないかと憶測する。
- 時代の変化に対応し、また、社会のニーズに応えた優秀な人材の育成と研究に真摯に取り組まれ、しかも、総じて、高い成果を上げられ、それに甘んじることなく、さらなる向上に努めておられていて、高く評価できるものであり、感銘を受けた次第です。これだけの高度にして充実した教育環境を提供されていることを、学生・院生側においてしっかり受け止め、「のんびりムード」を廃し、より、強い志をもって主体的意欲的に勉学等に取り組む姿勢を院生等に期待したい。
(なお蛇足であるが、効果的な教育方法・学習方法について、総合大学の利点を生かし、教育学部の知恵を借りるのはいかがか。)
- 地元市民からはいまだに「高嶺の花」とみられており、堅くてクリーンなイメージをもたれている。（それはそれで良いのであるが、）もっと市民との接点をもてるような企画も必要と考える。（市民講座のようなもの）。これからも尚一層応援していきたいと思う。
- （第三者評価について） 資料を活用しての評価は実情などをつぶさに理解することが難しい面があり、教育現場の視察や教員からのプレゼンテーションなども合わせて行えば、より一層、適切な評価ができると考える。
- 大學が多元的な意味で社会の公器として注視されている現在、第三者評価の必要度は高いと思われる。今回のこのような事前の意見聴取を踏まえた評価委員会は、在り方としてベストと思われる。ただ、一点だけ注文を出させていただくとするならば、どの大學・大学院(法科大学院含む)もいくつかの固有な、あるいは共通の問題点を抱えているはずである。こうした問題点について、大学側からの内発的な指摘、提示がなされ、且つ其の対処法が、評価委員に示されることが望ましいのではなかろうか。

資 料

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員

* 50 音順

1. 外部評価（第三者評価）委員（7名）

- ・奥田昌道（同志社大学法科大学院教授）
- ・角山 正（仙台弁護士会会长）
- ・小西敏美（仙台地方検察庁検事正）
- ・鈴木 勇（株式会社七十七銀行取締役本店営業部長）
- ・田浦芳孝（東日本旅客鉄道株式会社取締役仙台支社長）
- ・立谷秀清（福島県相馬市長）
- ・江草忠敬（株式会社有斐閣会長） *オブザーバー

2. 本研究科出席者（4名）

- ・稻葉 騨（法学研究科長）
- ・河上正二（教授・法科大学院第三者評価担当）
- ・坂田 宏（法科大学院長）
- ・瀧谷雅弘（公共政策大学院長）

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規

制 定 平成 19 年 5 月 16 日

(設置)

第1条 東北大学法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

① 法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

② 外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

(2) 前項の目的のため、委員は法学部・法学研究科に対して、研究教育活動資料等の提示および内容の説明を求めることができる。

(組織)

第3条 評価委員会は、大学、公的機関、民間企業等の有識者 7 名以内の委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

(会議)

第5条 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(2) 評価委員会は、少なくとも年 1 回委員会を開催するものとする。

(3) 評価委員会には、必要に応じ、オブザーバーとして、法学研究科長・専攻長・評価担当教員および担当職員が出席できるものとする。

(委嘱)

第6条 委員は、研究科長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は 2 年とし、更新を妨げない。

(外部評価（第三者評価）内容の公表)

第8条 外部評価（第三者評価）における意見は、個人を特定せず、評価委員会での意見としてとりまとめ、その概要を外部評価（第三者評価）報告書、ホームページ・ページ等で公表する。

(報酬)

第9条 委員等に対しては、所定の旅費及び報酬を支払うものとする。

(2) 前項の詳細は、別途定める。

附 則

この内規は、平成 19 年 5 月 16 日から施行する。